

工 事 仕 様 書

I 総則

本工事の仕様、指示にあたり、その優先順位は次のとおりとする。

1) 特記仕様書（下記Ⅱのとおり）

2) 共通仕様書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和7年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）」、「公共建築設備工事標準図」（令和7年版）及び鳥取県土木工事共通仕様書による。

3) 図面

4) 設計書

Ⅱ 特記仕様書

1) 工事概要

①工 事 名 学校給食センター照明器具取替工事

②工事場所 琴浦町大字下伊勢510番地1

③工事内容

電気設備工事 1式

発生材運搬 1式

発生材処分 1式

2) 工事完成期限 令和9年3月26日

3) 施工条件

①本工事は琴浦町学校給食センターの既設照明器具をLED照明に更新するものである。

②取替に伴う配線及び、選定した器具による既存開口部との隙間や開口部の加工処理は本工事に含む。また指定がない限り、照明器具は既設設置箇所に設置し、照明器具姿図と同等品以上とする。

③停電及び業務機能を停止する必要がある場合は、事前に発注者と協議し、了承を得たうえで行うこと。

- ④作業車、運搬車両等の駐車場所、資材置場及び搬出物の仮置き場等の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者と協議すること。
- ⑤作業については給食調理業務の妨げとならない様に、監督員や給食センターの指示に従うこと。エリアごとに照明更新作業、清掃片付けを行うことを原則とする。
作業時間については、原則午前8時30分から午後5時までとする。
調理室の作業時間は、主に給食調理業務のない期間（12月24日午後から28日、1月4日から6日まで、3月23日午後から26日まで）とする。この期間以外に作業（片付けを含む）を行う場合については、監督員・給食センターの指示により午後1時から午後4時の時間帯に行うことができるものとする。
- ⑥更新対象となる照明の回路に不具合がある場合は、その是正工事も当該工事に含めること。
- ⑦各エリアで施工完了後には、その都度片付け及び清掃を行うこと。万一、残した資材・工具等に破損等があった場合、発注者はその責を負わない。
- ⑧撤去した器具等の廃棄については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。

4) 照明設備

①構造及び性能等

- ア LED 灯一体型、LED モジュールの寿命は40,000時間以上とし、光源の設計光束維持率は85%とする。また、LED 制御装置は内蔵とする。
- イ LED の光源により、不快感（グレア、フリッカー等）をあたえないものであること。
- ウ 演色性、色温度、照射角度、全光束は既設照明器具と同等以上を基本とする。

②その他

- ア 設置する製品は公共施設用照明器具（JIL5004）を製造しているメーカーから選定すること。また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内メーカーの製品であること。
- イ 新たに設置する照明器具、設置作業に使用する雑材はすべて新品であること。
- ウ 色温度及び平均演色評価数は原則、既設照明器具と同等以上の器具とすること。また、既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。

5) 安全対策工

- ①工事期間中の無事故、無公害を達成することを目標とすること。
- ②設置作業にあたっての安全管理については、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担において適切な処置を行い、速やかに発注者に報告すること。受注者は作業の安全管理を受注者の責任で行うこと。

6) 完成図の提出様式

- ①縮小図面製本 2 部 (A4 版縦、両開き製本)
- ②図面データ (CD 又は DVD) 2 部 (データは、PDF、JWW、SFC の 3 種とする。)

7) その他

- ①作業工程を作成する場合は、給食調理業務の影響が出ないよう発注者と十分な協議を行うこと。
- ②この仕様書に記載の無い事項について疑義が生じた場合、発注者・請負者双方の協議により決定するものとする。

8) 中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更

本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費について設計変更の対象工事である。

設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の「琴浦町中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領」（琴浦町ホームページ（トップページ行政情報＞入札・契約＞琴浦町入札契約関係要綱・要領集））に基づき、監督員と協議すること。